

保存樹林第7号地を指定



町では、このほど小室字丸山地内の山林の一部約6,600㎡を土地所有者の方々のご理解とご協力をいただき、保存樹林第7号地として指定しました。

これにより保存樹林は合わせて約8ヘクタールとなり、環境保全の拠点として、また、町内に残された貴重な自然環境を保全するうえでも重要な役割が期待されます。

貴重な樹林地ですので、無断立入りやごみの投げ捨てなどしないようみなさんで守りましょう。

園 都市計画課 ② 4 2 2

教育委員会の委員に再任

教育委員会の委員の任期満了に伴い、渡辺暁男氏、坂井貞雄氏が10月1日付でそれぞれ再任されました。なお、坂井貞雄氏は、同日付で教育長に再任されました。



渡辺 暁男 氏



坂井 貞雄 氏

地域福祉計画を策定します

町民の皆様と行政が協働するまちづくり

町では平成26年度中の成案を目指し、地域福祉計画の策定に取り組みます。ところで、地域福祉計画とはどういったものなのでしょうか？

進む少子高齢化

平成22年に実施した国勢調査によると伊奈町は平均年齢が40・4歳と県内で3番目に「若い」町となっています。しかしながら、一世帯当たりの人口は2・74人と年々減少を続けています。また、年少人口より高齢者人口の伸びが大きく、平成26年には高齢化率が19・5%、町民の約5人に1人が高齢者になることが推計されています。

地域福祉とは？

このような社会情勢の中、今後どのような福祉サービスが望ましいのでしょうか？

伊奈町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画ではその基本理念を、「自分らしくいきいきと一人ひとりを見守る ささえあいわが町」と、伊奈町次世代育成支援行動計画では、「わたしたちが、見守り、ささえあ

いとも育つ 伊奈の子育て」と、伊奈町第3期障がい福祉計画では、「共に生き共に支えあう 安心・安全なまち」としています。

これらの計画に共通しているテーマが「支えあい」です。町ではこれからのまちづくりは、地域における人と人とのつながり、お互いに助け合う社会が重要であり、地域の諸問題を行政と町民の皆様、事業所等が手を取り合って解決していくことが必要ではないかと考えています。

自助・公助・共助とは？

多くの皆様にとつて、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていきたいという願いがあると思います。

そのためには行政の行う福祉サービス(公助)のみならず、地域でともに助け合い(共助)、一人ひとりの行動力(自助)の連携による諸問題の解決が必要になってくると考えられます。

具体的には何が必要なの

か？これから町民の皆様とともに考えていきたいと思えます。

地域福祉計画講演会を開催します

日時 12月16日(日)10時
場所 役場3階第1会議室
入場無料

講師 蟻塚昌克氏(立正大学 社会福祉学部教授)
定員 50名程度

① 12月3日(月)までに、氏名(ふりがな)・住所・電話番号を次のいずれかでご連絡ください。

電話 721 2111 ①
2126 (8時30分～17時15分、土・日曜、祝日を除く)
FAX 721 2137

応募者多数の場合は抽選
町では今後、町民の皆様にご参加いただく町民会議を設置し、町民の皆様とともに地域福祉計画を考えていきたいと思えます。(町民会議の委員の募集については、次号以降の広報いのでご案内いたします。)

園 福祉課総合福祉係 ② 1

救急救命士の応急処置範囲拡大の 取り組み（ご協力をお願い）

消防本部・書番 7 2 2 8 1 1 1

救急救命士法の制定から21年が経過し、この間、さらなる救命率の向上を図る必要性から、気管挿管やアドレナリン投与といった救急救命処置範囲の拡大がなされました。

しかし、救急救命士が行うこれらの救急救命処置は「心肺機能停止状態」といった最悪の状態に陥った傷病者の方々が対象とされており、多量の出血があるからといって点滴を実施したり、また、低血糖発作に伴う意識障害が疑われても血糖値を測定することも認められていないのが現状です。

このようななか、厚生労働省において、今後の救急救命処置範囲の拡大について検討が進められ、その結果、新たに検討されている処置については、地域を限定し先駆的にこれらの処置を行う実証研究を踏まえたうえで、本格的に救急救命士の処置として加えられることになりました。

地域住民のさらなる救命率の向上と病状進行に伴う後遺症の軽減等に期待することの

できる処置拡大を早期に実現し、町民の方々に貢献できるよう、本年11月から平成25年1月末を目標に実証研究に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【実証研究の内容】

血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
救急車に簡易血糖測定器を積載し、低血糖発作の疑いのある傷病者に対して、医師の具体的指示のもと、血糖値を測定し適応となった場合にブドウ糖を投与し、病院到着前の意識改善などについて効果を検証します。

心肺機能停止前の傷病者に対する輸液の実施
交通事故や墜落などによる出血、また、吐血、下血などにより体内の循環血液量が減少し、危険な状態にある心肺機能停止前の傷病者に対して、医師の具体的指示のもと、輸液を実施し、病院到着までの血圧の維持・改善についての効果を検証します。

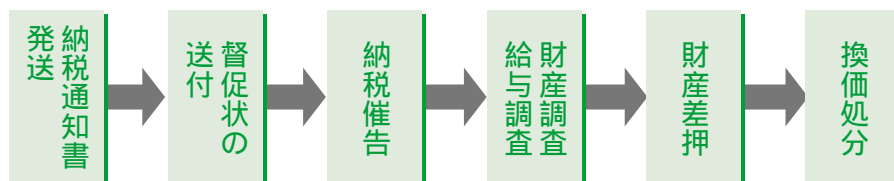
催告等に応じない滞納者には 差押処分をします

滞納整理 強化期間

埼玉県下一斉で、11月～1月を滞納整理強化期間とし、徴収の取り組みを強化します。これまで再三にわたり町税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま未納が続く場合は、税負担の公平性を確保するため、法律の規定に基づき財産（不動産、預貯金、給与、生命保険等）の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。

図 収税課 2 1 4 3

滞納処分の流れ



督促状送付

納期限が過ぎても納付の確認ができない方に対し、督促状を送付します。

納税催告

督促状を送付しても納付しない方に対し、文書による催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

財産調査

催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

給与調査

滞納者が給与所得者である場合は、給与差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。

滞納処分（財産差押・換価処分）

納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておくと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を受けることとなります。差押の対象は、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などです。

相談窓口

町税を納期限までに納めることが難しい場合は、収税課にご相談ください。平日に来庁できない方のために、休日納税相談も実施しています。

相談日 毎月第2日曜日および最終日曜日 9時～16時

（相談日を変更する場合がありますので、来庁する場合は前もって相談日を確認願います。）

町税等の 納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納期限

11月30日(金)

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 5期

納期限内の納付をお願いします。
（年金天引きの方を除きます。）

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

- 図 収税課 2 1 4 3
- 福祉課 2 1 2 4
- 保険医療課 2 1 7 5